

郡山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の左欄に掲げる用具とし、その対象者は本市に住所を有し、同表中欄に該当する小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び次に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類

(2) 生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書

2 市長は、前項の申請書を受領したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査表（第2号様式）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条2項の規定により作成した調査表により、用具の給付の必要性を検討し、給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。

(費用の負担及び支払い)

第6条 第4条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負

担するものとする。

- 2 前項に規定する交付決定者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。
- 3 交付決定者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により交付決定者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項に規定する請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(第6号様式)を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づき提出された様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の郡山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づき提出された様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

種目	対象者	性能
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。

特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

ストーマ装 具（蓄尿 袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は 気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表第2（第5条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C1階層 2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層 2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年 2,400 円以下	D1階層 3,450	350
		2,401 ～ 4,800 円	D2階層 3,800	380
		4,801 ～ 8,400 円	D3階層 4,250	430
		8,401 ～ 12,000 円	D4階層 4,700	470
		12,001 ～ 16,200 円	D5階層 5,500	550
		16,201 ～ 21,000 円	D6階層 6,250	630
		21,001 ～ 46,200 円	D7階層 8,100	810
		46,201 ～ 60,000 円	D8階層 9,350	940

	60,001～78,000円	D 9階層	11,550	1,160
	78,001～100,500円	D 10階層	13,750	1,380
	100,501～190,000円	D 11階層	17,850	1,790
	190,001～299,500円	D 12階層	22,000	2,200
	229,501～831,900円	D 13階層	26,150	2,620
	831,901～1,467,000円	D 14階層	40,350	4,040
	1,467,001～1,632,000円	D 15階層	42,500	4,250
	1,632,001～2,302,900円	D 16階層	51,450	5,150
	2,302,901～3,117,000円	D 17階層	61,250	6,130
	3,117,001～4,173,000円	D 18階層	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D 19階層	全 額	左の徴収 基準額の 10%。た だし、その額 が8,560円 に満たな い場合は 8,560円

備考

1 徴収月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖

父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費

用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。